

独立行政法人国立青少年教育振興機構の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成23年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

独立行政法人国立青少年教育振興機構役員給与規程の規定により、文部科学省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果を参考にして、期末特別手当(賞与)の額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができる。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

- ・平成24年3月より、本給月額を917,000円から912,000円に引下げ。
- ・期末特別手当の支給割合について、6月期の1.45月分を1.40月分に引下げ、12月期の1.50月分を1.55月分に引上げ。

理事

- ・平成24年3月より、本給月額を724,000円から720,000円に引下げ。
- ・期末特別手当の支給割合について、6月期の1.45月分を1.40月分に引下げ、12月期の1.50月分を1.55月分に引上げ。

理事(非常勤)

改定事項なし

監事

該当者なし

監事(非常勤)

改定事項なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成23年度年間報酬等の総額					就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任		
理事長	千円 17,485	千円 10,999	千円 4,506	千円 1,979	(地域手当)			*
A理事	千円 13,936	千円 8,684	千円 3,558	千円 1,563 131	(地域手当) (通勤手当)	4月1日		◇
B理事	千円 13,895	千円 8,684	千円 3,558	千円 1,563 90	(地域手当) (通勤手当)		3月30日	◇
C理事	千円 13,962	千円 8,684	千円 3,558	千円 1,563 157	(地域手当) (通勤手当)		3月31日	※
D理事 (非常勤)	千円 636	千円 636		千円				
E理事 (非常勤)	千円 636	千円 636		千円				
F監事 (非常勤)	千円 636	千円 636		千円				※
G監事 (非常勤)	千円 477	千円 477		千円		7月1日		

注1: 地域手当とは、民間における賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給されるものである。

注2: 「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

注3: 千円未満切捨てのため、総額が内訳の合計と合わないものがある。

3 役員の退職手当の支給状況(平成23年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
理事長						該当者なし	
理事A	千円 3,258	年 3	月 0	H23.3.31	1.0	注1	
理事A (非常勤)	千円	年	月			該当者なし	
監事A	千円	年	月			該当者なし	
監事A (非常勤)	千円	年	月			該当者なし	

注1: 役員退職手当規定に基づき、独立行政法人評価委員会において、期間実績、個人業績等を勘案し、業績勘案率が1.0と決定された。

注2: 「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期計画において、平成23年度はこれまでの人件費改革の取組を引き続き着実に実施するとともに、平成24年度以降は「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、政府における総人件費削減の取組及び今後進められる独立行政法人制度の抜本的な見直しを踏まえ、厳しく見直すこととしている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

当法人の運営活動に必要な経費の多くを国からの運営費交付金に委ねられていることから、人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律の改正などを踏まえた国家公務員の給与水準等を十分に考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、機構の業務の特殊性を踏まえた適正な水準を維持することとしている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の昇格、昇給における昇給号給数及び勤勉手当の成績率の判定に当たっては、その者の一定期間における勤務成績を考慮している。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて成績率を決定する。
本給月額(昇給)	昇給日(1月1日)以前1年以内の期間における職員の勤務成績を考慮し、昇給号給数を決定している。昇給号給数は職員の勤務成績に応じ5段階に区分している。
本給月額(昇格)	勤務成績が良好で、かつ昇格基準を満たしている場合、その者の資格に応じて上位の級に昇格させることができる。
本給月額(降格)	勤務成績が不良な場合に、職務の級を下位の級に降格させることができる。

ウ 平成23年度における給与制度の主な改正点

一般職の国家公務員の例に準じて、以下のように改正した。

- (1) 常勤職員の本給表の改正(平成24年3月より)
常勤職員(再雇用を含む)の本給表(一部の級号給を除く。)の月額を引き下げる。
例) 一般職員(一)本給表で月額300円～2,800円の引下げ(約0.1～0.5%)
(1級、2級1～76号給、3級1～60号給、4級1～44号給、5級1～36号給、6級1～28号給、7級1～16号給及び8級1～4号給は改正なし。)
- (2) 現給保障適用職員の経過措置額の改正(平成24年3月より)
平成18年3月31日現在の本給月額を基礎とした経過措置を受けている職員については、次の割合に相当する月額を経過措置額とする。(支給期間:平成26年3月31日まで)
 - ① 職員給与規程平成21年12月1日改正附則により減額改定対象職員であった者
99.59/100 ⇒ 99.1/100
 - ② 上記①減額改定対象職員以外の者 99.83/100 ⇒ 99.34/100

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成23年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員	人 319	歳 42.9	千円 6,063	千円 4,613	千円 115	千円 1,450
事務・技術	人 305	歳 42.6	千円 6,097	千円 4,640	千円 114	千円 1,457
研究職種	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (施設看護師)	人 12	歳 48.3	千円 5,367	千円 4,063	千円 135	千円 1,304
技能職種	人 2	歳	千円	千円	千円	千円

在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
------	------------	---	----	----	----	----

任期付職員	人 3	歳 61.5	千円 7,370	千円 5,499	千円 85	千円 1,871
事務・技術	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
技能職種	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	9	62.8	3,806	3,231	97	575
事務・技術	5	62.7	4,327	3,663	106	664
研究職種	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
教育職種 (高等専門学校教員)	該当者なし					
医療職種(施設看護師)	1					
技能職種	3	63.2	2,966	2,539	98	427

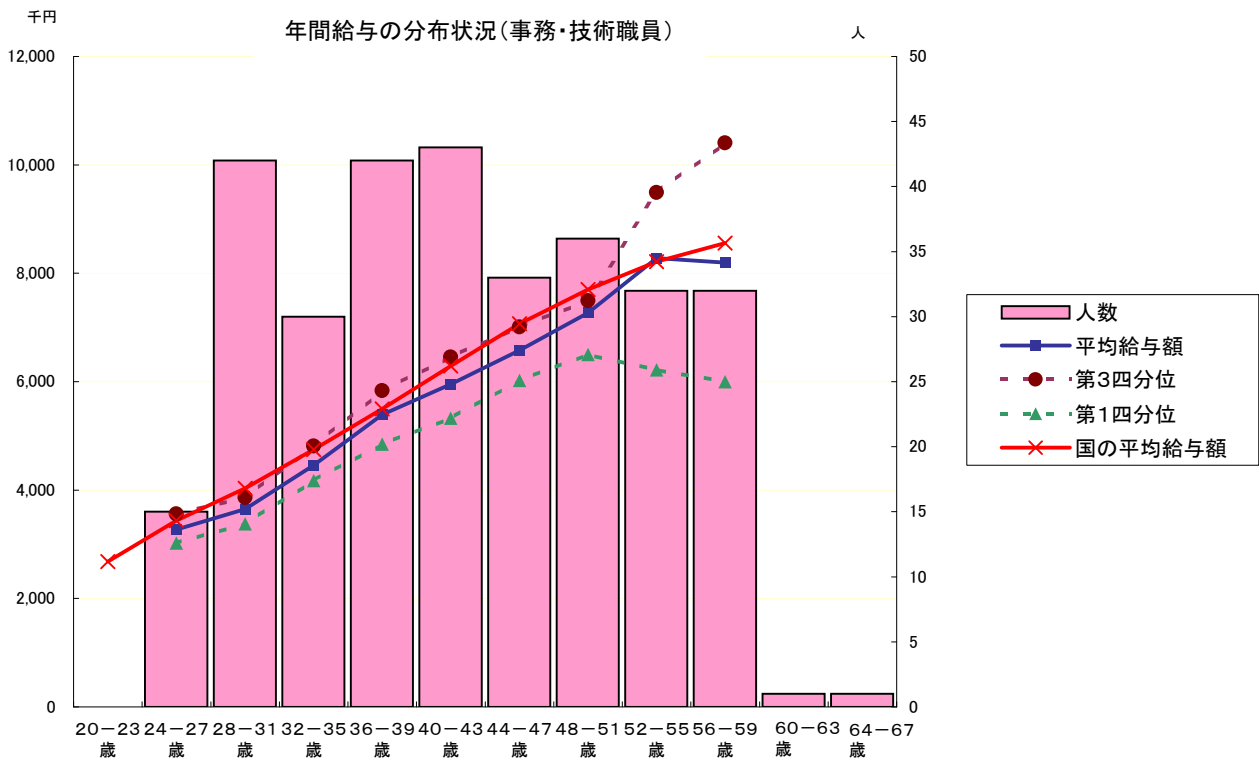
非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	5	28.9	2,909	2,231	201	678
事務・技術	5	28.9	2,909	2,231	201	678
研究職種	該当者なし					
医療職種(病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
教育職種 (高等専門学校教員)	該当者なし					

注1 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2 常勤職員の技能職種、任期付職員の事務・技術及び技能職種、再任用職員の医療職種(施設看護師)については、該当者が2人以下のため、当該個人にかかる情報が特定されるおそれがあることから、平均年齢及び年間給与額の記載を省略する。

注3 技能職種とは、自動車運転手、営繕工等、既存の職種に含まれない技能を有する職員の職種である。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注1 ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2 年齢60-63歳、64-67歳の該当者はそれぞれ1人ずつであるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位及び平均給与額の表示を行わない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
		人	歳	千円		千円	
所長	17	57.2	10,484	11,590	10,979		
本部部長	4	52.5			11,409		
本部課長	8	49.0	7,843	9,105	8,490		
本部課長補佐	6	43.7	5,633	6,684	6,365		
本部係長	13	44.5	5,785	7,486	6,375		
本部主任	10	35.6	4,789	5,039	4,910		
本部係員	13	31.9	4,004	4,470	4,207		
地方課長	18	53.7	8,338	8,928	8,706		
地方課長補佐	26	47.8	6,438	7,147	6,718		
地方係長	103	45.3	5,486	6,503	6,027		
地方主任	33	43.0	4,493	5,627	5,051		
地方係員	56	29.6	3,247	3,788	3,548		

注1 本部部長の該当者が4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、年間給与額の第1、第3分位の記載を省略する。

③ 職級別在職状況等(平成24年4月1日現在)(事務・技術職員、任期付職員)

【事務職員】

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級
標準的な職位		・個別	・所長	・所長 ・部長	・所長 ・部長	・次長 ・課長
人員 (割合)	305 人 (割合)	該当者なし (%)	1 0.3%	10 (3.3%)	9 (3.0%)	19 (6.2%)
年齢(最高～最低)				59～53	59～49	59～44
所定内給与年額(最高～最低)				9,404～ 7,597	9,243～ 7,094	7,722～ 6,070
年間給与額(最高～最低)				12,574～ 10,388	11,828～ 9,202	9,952～ 8,038

区分	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位	・次長 ・課長 ・課長補佐 ・主任企画 指導専門職	・課長補佐 ・主任企画 指導専門職 ・係長	・係長 ・専門職 ・主任	・主任 ・係員	・係員
人員 (割合)	23 (7.5%)	72 (23.6%)	88 (28.9%)	61 (20.0%)	22 (7.2%)
年齢(最高～最低)	53～39	59～37	59～33	45～27	31～24
所定内給与年額(最高～最低)	7,159～ 4,596	6,228～ 4,006	5,874～ 2,759	3,918～ 2,378	2,859～ 2,148
年間給与額(最高～最低)	8,928～ 6,146	8,134～ 5,374	7,866～ 3,764	5,046～ 3,142	3,693～ 2,855

【任期付職員】

区分		
標準的な職位	・所長	・参事
人員 (割合)	1 (50%)	1 (50%)
年齢(最高～最低)		
所定内給与年額(最高～最低)		
年間給与額(最高～最低)		

注1 事務職員の9級については、該当者が1人のため、当該個人にかかる情報が特定されるおそれがあることから、年齢、所定内給与年額及び年間給与額の記載を省略する。

注2 任期付職員については、該当者が2人のため、当該個人にかかる情報が特定されるおそれがあることから、年齢、所定内給与年額及び年間給与額の記載を省略する。

④ 賞与(平成23年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	59.8	62.2	61.1
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	40.2	37.8	38.9
	最高～最低	48.6～32.7	45.2～29.9	45.2～31.5
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.2	67.9	66.6
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.8	32.1	33.4
	最高～最低	43.6～31.5	40.3～28.9	41.9～30.6

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

95.4

対他法人(事務・技術職員)

90.4

注: 当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容
指数の状況	対国家公務員 95.4 参考 地域勘案 100.1 学歴勘案 93.4 地域・学歴勘案 99.2
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え、引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 86.2% (国からの財政支出額 9,535,518千円、支出予算の総額 11,053,285千円:平成23年度予算) 【検証結果】 当法人は国が行っていた青少年教育の事業を引き継いでいるため、国からの財政支出の割合が高いが、役職員の給与については、一般職の国家公務員の給与に準じて取り扱っていることから、適切な給与水準を保っている。 【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成23年度決算) 【検証結果】 該当しない。
講ずる措置	引き続き、一般職の国家公務員の給与に準じた取り扱いを行う。
比較対象職員の状況	【事務・技術】 ①表(職種別支給状況)の常勤職員欄の305人及び任期付職員欄の2人 計307人 307人の平均年齢 42.8歳、平均年間給与額 6,116千円

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成23年度)	前年度 (平成22年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成23年度)からの増△減	
			千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 3,470,918	千円 3,512,269	千円 △ 41,351	(%) △ 1.2	千円 —	(%) —
退職手当支給額 (B)	千円 147,561	千円 349,889	千円 △ 202,328	(%) △ 57.8	千円 —	(%) —
非常勤役職員等給与 (C)	千円 388,528	千円 387,733	千円 795	(%) 0.2	千円 —	(%) —
福利厚生費 (D)	千円 487,917	千円 469,965	千円 17,952	(%) 3.8	千円 —	(%) —
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 4,494,926	千円 4,719,858	千円 △ 224,932	(%) △ 4.8	千円 —	(%) —

注1 「退職手当支給額」において、役員の退職手当については実際に支給した年度に計上しているため、財務諸表附属明細書の「役員及び職員の給与の明細」における退職手当の合計額とは一致しない。

注2 当年度、前年度の各区分において千円未満切捨てのため、最広義人件費がA～Dの合計と合わない。

総人件費について参考となる事項

(1) 「給与、報酬等支給総額」及び「最広義人件費」の前年度比1.2%減・4.8%減の主な要因について
組織の見直し、給与水準の適正化など計画的な人件費削減の取り組みにより、常勤職員給与が減少した。

(2) 人件費削減の取り組みについて

① 中期目標・中期計画

平成23年度はこれまでの人件費改革の取組を引き続き着実に実施するとともに、平成24年度以降は「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、政府における総人件費削減の取組及び今後進められる独立行政法人制度の抜本的な見直しを踏まえ、厳しく見直す。

② 年度計画

総人件費削減に伴う人員削減として、平成23年度計画分の人員削減を実施する。

そのほか、政府における総人件費削減の取組や独立行政法人制度改革等を踏まえた給与水準の適正化を図る。

【主務大臣の検証結果】

平成22年度までの5年間で5%以上削減を達成し、平成23年度も人件費改革を継続しており問題ないとする。

(人件費削減の場合)

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	4,477,401	4,281,119	4,134,540	3,871,604	3,654,553	3,512,269	3,470,918
人件費削減率 (%)		△4.4	△7.7	△13.5	△18.4	△21.6	△ 22.5
人件費削減率(補正值) (%)		△4.4	△8.4	△14.2	△16.7	△18.4	△ 19.0

注 「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与格差に基づく給与改定分を除いた削減率である。

なお、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年、平成23年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率は、それぞれ0%、0.7%、0%、△2.4%、△1.5%、△0.23%である。

IV 法人が必要と認める事項

給与特例に係る実施状況について

・国家公務員の給与特例法に準じて役員給与規程、職員給与規程とも平成24年4月に改定済み。